特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上三川町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

上三川町長

公表日

令和8年11月16日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り、 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の 発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、 及び臨時に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに 接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
宛名情報ファイル 予防接種情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、番号法）第9条第1項、別表第126項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第67条の3

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）（以下、デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表153項 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号 デジタル庁・総務省令第9号　第2条の表25、26、153、154項、 第27条、第28条、第155条、第156条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守しており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人からのマイナンバー取得を徹底し、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	
9. 監査		
実施の有無	[　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムの利用について、利用できる職員及びアクセス権限を設定しており、ユーザ認証管理は、ID・パスワード認証と静脈認証の二要素認証としている。また、アクセスログを収集しているため、不正なアクセスを監視することが可能であることから、リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	Ⅰ-2..特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル	宛名情報ファイル 予防接種情報ファイル	事前	
令和7年2月28日	Ⅰ-3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項、別表第1の第93の2項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、番号法）第9条第1項、別表第126項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第67条の2	事後	
令和7年2月28日	Ⅰ-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第2の第115の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下、内閣府・総務省令第7号）第59条の2 ■情報提供の根拠 番号法第19条第7号、別表第2の第115の2項 並びに、内閣府・総務省令第7号　第59条の2	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）（以下、デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表153項 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号 デジタル庁・総務省令第9号　第2条の表25、26、153、154項、 第27条、第28条、第155条、第156条	事後	
令和7年2月28日	Ⅱ-1.対象人数 いつ時点での計数か	令和3年3月12日時点	令和7年2月28日時点	事後	時点修正
令和7年2月28日	Ⅱ-2.取扱者数 いつ時点での計数か	令和3年3月12日時点	令和7年2月28日時点	事後	時点修正
令和7年2月28日	Ⅳ-8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	追加項目
令和7年2月28日	Ⅳ-8.人手を介在させる作業		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守しており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人からのマイナンバー取得を徹底し、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	事後	追加項目
令和7年2月28日	Ⅳ-11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	追加項目
令和7年2月28日	Ⅳ-11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	追加項目
令和7年2月28日	Ⅳ-11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		健康管理システムの利用について、利用できる職員及びアクセス権限を設定しており、ユーザ認証管理は、ID・パスワード認証と静脈認証の二要素認証としている。また、アクセスログを収集しているため、不正なアクセスを監視することが可能であることから、リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	追加項目
令和7年9月1日	Ⅰ－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	総務課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	事後	
令和7年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和7年9月1日	Ⅲ　しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和7年9月1日	Ⅳ　リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和8年9月1日	Ⅰ-3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、番号法）第9条第1項、別表第126項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、番号法）第9条第1項、別表第126項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第67条の3	事後	
令和8年9月1日	Ⅱ-1.対象人数 いつ時点での計数か	令和7年2月28日時点	令和8年9月1日時点	事後	時点修正
令和8年9月1日	Ⅱ-2.取扱者数 いつ時点での計数か	令和7年2月28日時点	令和8年9月1日時点	事後	時点修正
令和8年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	